毎月5日発行

#### t h

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488 FAX0263-34-0054

第 192 号

## 拡充されたキャリアアップ助成金

#### 「正社員化コース」

有期雇用労働者等を正社員に登用したり、処 遇改善の取組みを実施したりする企業への支 援としてキャリアアップ助成金が設けられてい ますが、キャリアアップ助成金の「正社員化コ ース」が拡充されました。この拡充された内容 をとり上 げます

#### ◆正社員化コース

「正社員化コース」とは、就業規則等 で規定した制度に基づき、有期雇用労 働者等を正社員に転換等をした場合 に助成金が支給されるものです。有期 雇用労働者以外にも、正社員ではない 無期雇用労働者を正社員に転換した 場合、また、正社員への転換だけでなく、 多様な正社員(勤務地限定・職務限 定・短時間正社員)に転換した場合等 も「正社員化コース」の対象となります。

# ◆拡充された内容

拡充された内容は以下のとおりです。

### ① 有期雇用労働者の要件緩和

有期雇用労働者から正社員に転換 する場合、有期雇用の期間が6ヶ月以 上で、通算3年以内という要件が設け られていましたが、6ヶ月以上のみに緩 和されました。なお、有期雇用の期間 が通算 5 年を超えた有期雇用労働者 を正社員に転換する場合、助成金の 額は、②の表のとおり、無期雇用労働 者が正社員に転換した場合と同額にな ります。

#### ② 助成金の額の見直し

支給対象期間が「6 ヶ月」から「12 ヶ月」に拡充され、助成金の額も以下 のように拡充されました。

正社員化前 の雇 形態 企業規模	有 期 雇 用 労 働者	無期雇用労働者
中小企業	80 万円	40 万円
	(40 万円)	
大企業	60 万円	30 万円
	(30万円)	

- ※()内は通算雇用期間が5年超の場合
- ※ 1年度1事業所当たりの支給申請上限人数 20
- ③ 正社員転換制度規定の加算

今回、正社員転換制度の導入に取 り組む場合の加算措置が新設されまし た。正社員転換制度を新たに規定し、 その雇用区分に転換等をした場合に 20 万円(大企業の場合 15 万円)が加 算されます。なお、1 事業所当たり1回 のみの支給となります。

#### ④ 多様な正社員制度規定の加算

多様な正社員(勤務地限定・職務限 定・短時間正社員)制度を規定し、こ の雇用区分に転換等をした場合の助 成金の額が40万円(大企業の場合30 万円)に拡充されました。この加算措置 も1事業所当たり1回のみの支給とな ります。

キャリアアップ助成金を利用する際は、 事前にキャリアアップ計画書を管轄の 労働局へ提出することが必要です。